

I. 事実の概要

X は、馴染みになり夫婦約束までしていた A 女を重荷に感じるようになり、A に別れ話を持ちかけたが、A はそれに全く応ぜず、いっそ心中しようと X に対し申し出た。

A の熱意に押され、困り果てた末、一旦はそのつもりになった X だったが、その後心中する意思がなくなっていたにもかかわらず、A が自己を熱愛し心中してくれるものと感じているのを奇貨とし、A との関係断絶のため、A のみを毒殺しようと企て、X は、A を伴って P 山中の滝付近に赴き、事前に用意していた致死量相当の青化ソーダを手渡し、自分もすぐに追死するかのように装って、これを A に嚙下させ、A を当該青化ソーダの中毒により即死させた。

II. 問題の所在

1. 本問における A には、自らが死ぬことについての承諾があったものといえる。しかし、A のかかる承諾は、X が追死すると誤信した、錯誤による承諾であるため、かかる承諾は無効となるようにも思われる。このような、他人を錯誤に陥らせ承諾を得た上で、自殺にいたらしめる偽装心中の場合に、いかなる罪責を負うか、被害者の錯誤による承諾の有効性ととも問題となる。

III. 学説の状況

1. 錯誤に基づく被害者の承諾について

α 説：承諾無効説¹

真意に沿わない重大な瑕疵がある場合には、承諾は無効とする説。したがって、殺人罪(199 条)が成立する。

β 説：法益関係的錯誤説²

原則として承諾は有効だが、法益に関係する錯誤については無効とする説。したがって、自殺者が、自己の生命という法益を処分することについて錯誤に陥っていなければ、自殺に対する同意は有効であるとし、殺人罪は成立せず、自殺関与罪(202 条)が成立する。

¹ 大塚仁『刑法概説(各論)〔第 3 版増補版〕』有斐閣[2005]20 頁

² 西田典之『刑法各論〔第 5 版〕』弘文堂[2010]16 頁

IV. 判例

1. 錯誤に基づく承諾の有効性について

最高裁 昭和 27 年 7 月 22 日 大法院判決

<事実の概要>

被告人が強盗の意図を秘匿して「今晚は」とあいさつし、家人が「おはいいり」と答えたので住居に立ち入った事案。

<判旨>

「外見上家人の承諾があったようにみえても、真実に置いてはその承諾を欠くものである」として、住居侵入罪(130 条)の成立を認めた。

V. 学説の検討

1. そもそも、自殺が不可罰である根拠は、個人の自己決定権の尊重であると解する。

また、202 条が、199 条よりも法定刑が軽いのは、かかる被害者側の自己決定権の尊重により、法益の要保護性が減少し、違法性が減少するためであると解する。

とすれば、199 条と 202 条の区別は、被害者側の自由意思に基づいて死について承諾していたかどうかで判断すべきである。

2. この点、β説は、法益処分、すなわち自らが死ぬことに関する錯誤はないため、同意は有効である、とする。

動機の錯誤であっても、その錯誤により意思決定の幅が制限されてしまう点で、意思の抑圧が見られるので、かかる承諾は自由意思によるものではないといえる。かかる動機の錯誤を一律に有効とし、自殺関与罪とするのは、あまりに形式的である。

このような点から、β説は妥当ではないといえる。

3. 先述の通り、自殺の不可罰根拠、202 条の趣旨に鑑みると、被害者の承諾の有効性の判断に際しては、被害者の自由意思に基づくかどうかを考慮すべきであり、動機の錯誤であっても、それが自由な意思決定について重大な影響を与えているのであれば、承諾は無効とするα説が妥当であるといえる。

よって、検察側はα説を採用する。

VI. 本問の検討

1. (1) 本問における、X が A に自分も追死すると誤信させ、青化ソーダを嚙下させ死亡させた行為には、殺人罪(199 条)と自殺関与罪(202 条)のいずれが成立するか。

思うに、199 条と 202 条の区別は、被害者に自らの死についての有効な承諾があったといえるかどうかであるといえるため、被害者の承諾の有無について検討する。

(2) この点、検察側はα説に立ち、被害者が自由意思に基づいて死についての承諾をしていたかどうかでその有効性を判断するものとする。

具体的には、そのことについて誤信がなければ、自らの死について承諾をしていなかったといえる事情がある場合には、かかる錯誤に基づく同意は無効となるものと解する。

(3)ア. 本問では、AはXと別れることより死ぬことを選ぶほどにXを熱愛しており、そのために、Xから別れ話をされた際に、いっそ心中をしようと申し出たものであり、この時に一旦はXからの同意も得られており、また、青化ソーダを嚥下する直前に、Xから自分も追死する旨伝えられており、AはXが自分と一緒に死んでくれるものと信じている。

一方で、Xが当該行為に及んだ時点では、もはやXに心中の意思はなかったため、ここにおいてAに錯誤が認められる。

イ. Aにとっては、Xに心中の意思がもうないことを知らず、錯誤に陥っているため、Xが自分と一緒に死ぬことが前提となっている。

このように、Xが自分の後を追って死んでくれる、心中という態様であったからこそ、Aは自らが死ぬことにつき承諾をしたのであり、もしXが心中することに同意していなければ、Aが単独で死ぬことについてまで承諾をしていたとはいえ、かかる誤信をしたままの承諾は、自由意思に基づく承諾であるとはいえない。

ウ. したがって、Aのこのような承諾は、自由意思が抑圧された、真意に沿わない重大な瑕疵があるとして、有効ではない。

(4) よって、Xの当該行為には殺人罪(199条)が成立しうる。

2. では、Xの当該行為に殺人罪は成立するか。

(1)ア. この点、Xはあくまで青化ソーダを手渡したに過ぎず、死の危険性のある、青化ソーダを嚥下する行為をしたのはAであり、Xは直接実行行為を行ったわけではない。

そこで、青化ソーダを手渡す行為に殺人罪の実行行為性が認められないか。

殺人罪の間接正犯が成否が問題となる。

イ. 思うに、正犯とは、正犯意思を以て自ら実行行為を行うものをいう。実質的には主体的に因果経過を支配し、特定の構成要件を実現する現実的危険性を有する行為を行うことである。

とすれば、他人を利用する行為であっても、正犯意思をもって、①被利用者の行為を含む因果経過を一方的に支配し、②特定の構成要件を実現する現実的危険性を有する行為と評価できれば、直接正犯と同視できる以上、間接正犯の実行行為性が認められると解する。

ウ. 本問において、Xは、Aを心中するために山中まで赴いた上で錯誤に陥らせ、青化ソーダを手渡している。

AがXのことを熱愛している事から考えても、Xから手渡された青化ソーダを飲む可能性は非常に高いといえ、因果経過の一方的支配が認められ、①の要件を充たす。

また、青化ソーダは猛毒であり、それを嚥下するのは死の結果発生の実現的危険性があるため、②の要件も充たす。

したがって、殺人罪の実行行為性は認められる。

(2) また、当該青化ソーダの中毒により、Aは死んでいるため、死の結果と、因果関係も認められる。

(3) さらに、Xは、自分は死なず、Aのみを毒殺しようと企てていることから、Aの死についての認識・認容もあるので、殺人の故意も認められる。

また、間接正犯には、教唆犯との区別のため、主観的要件として構成要件の故意とは別に、自己の犯罪として実現する意思、すなわち正犯意思を必要と解するところ、XはそもそもAを重荷に感じており、別れ話もAとの関係断絶のためであったことから、別れ話に応じなかったAを殺すことで自分の目的を実現しようとする意思が見受けられるので、正犯意思も認められる。

(4) したがって、Xの当該行為は、殺人罪の構成要件に該当する。

3. よって、Xの当該行為には殺人罪が成立する。

VII. 結論

Xは、殺人罪(199条)の罪責を負う。

以上